

商品概要説明書

一般財形貯金

(1年10月1日現在)

商 品 名	・ 一般財形貯金																		
ご利用いただける方	・ J Aと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）																		
期 間 (預入期間)	・ 3年以上																		
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・ 次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・ 1回あたり1円以上 ・ 1円単位 ・ 預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。																		
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。																		
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※ 2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。																		
手 数 料	—																		
付加できる特約事項	—																		
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。																		
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または業務部(電話番号：042-559-5111)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr> </tbody> </table>			名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間																
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00																
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00																
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00																

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から 6 か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A あきがわ